

基本目標Ⅲ 切れ目のない子育て支援を実施します

（１）家庭と地域の教育力の向上

【現状と課題】

核家族化が進む現状において、子育て家庭の孤立化を招かないよう、地域のつながりを活かした交流や多様な体験など、地域ぐるみで子育てに取り組む環境づくりが求められています。また、母親の就労率が約９割近くの高い状況であることから、父親の子育て参加を促すための支援の充実を図る必要があります。

【今後の施策】

中央公民館や各地区コミュニティセンター等において、親や地域住民が家庭教育について学んだり、子どもが地域の文化や行事に親しんだりする機会を提供していきます。また、父親を対象とした講座や男女が共に行う子育ての奨励等を行っていきます。

地域における伝統行事や季節行事の開催の推奨（継続）

推進課

コミュニティ推進課

各地区コミュニティセンターや子ども会・子どもの健全育成を図るＮＰＯ法人などの団体で行う伝統行事や季節行事の開催を奨励します。

地域で培われた文化の子どもたちへの伝承の促進（継続）

推進課

コミュニティ推進課、社会教育文化課

地域住民が主体となって、地域の人々が習得している昔遊びや工芸、染物などの伝承文化、生活体験や暮らしの知恵などを子どもたちに伝承するよう促進します。

地域コミュニティセンター等を中心とした子育てサポートの体制づくり（継続）

推進課

コミュニティ推進課

各地区コミュニティセンターや地区の団体等が行う子育てに関する事業を推奨するとともに、地域の子育て世代が相互に交流を図ることや子育て経験者との交流を図ることを促します。

親子のふれあいイベントの開催（継続）

推進課

社会教育文化課

子育て中の親同士の交流と充実した子育て生活を支援するため、親子で気軽に参加して共に語らい楽しめる行事やイベントを開催します。

ライフプランニング支援事業（継続）	
推進課	社会教育文化課
家庭教育の講座を開催することで、家庭の教育力を高めるとともに、ライフプランについての意識を醸成し、人生の各段階について話し合い、相談ができる機会を提供します。	

父親の子育て参加支援（継続）	
推進課	社会教育文化課
家庭における父親の役割や家庭でのあり方等を考えるきっかけづくりをするため、父親が参加しやすい内容の講座等を開催するとともに、母親対象の講座等においても父親の子育て参加の意義について学ぶ機会を設けます。 また、父親の子育て参加を促進するための啓発活動に努めます。	

食育イベント・展示の開催（新規）	
推進課	健康課
家庭・地域での望ましい食生活の推進、食の安全・安心の確立、食文化・和食文化の継承のために、食育月間（6月）に庁内外の食育を推進している関係機関・団体と協働し、親子等で楽しく学べるクイズやゲームを交えた食育イベント・展示を開催し、食育の関心を高めます。	

（２）母と子の健康促進（健やか親子２１）

【現状と課題】

妊産婦の心やからだに対する不安を取り除き、安心して出産や育児ができるように、夫や家族、地域の人々や母子保健に携わる関係者などが温かく見守ることが大切です。そのため、妊娠初期から保健師が関わり妊婦の支援を行っています。また、乳幼児の健診等を通じ、その家族への相談等の支援や、発達の遅れや障がいの疑いがある児童の早期発見に努めており、専門機関での療育や保育所などでの受け入れを実施しています。

親と子が共に健康で生活できるよう、こども家庭センターを設置し、関係機関との連携を図り、多様なニーズに応えながら切れ目のない支援を進めることが必要です。

【今後の施策】

母子健康手帳の交付時や各種の乳幼児健診など、早くから母子と関わることにより、母子の健康促進に努めます。また、あらゆる機会を通して、必要とする子育て支援に関する情報の提供を行い、各月齢に合わせた育児支援を行なっていきます。

また、多胎児出産世帯への支援や障がいをもつ児童の保育所等の入所を今後とも継続していきます。

妊産婦への支援（継続）	
推進課	こども家庭課
母子健康手帳交付時の保健師等との面談から伴走型相談支援を開始し関係機関と連携を図りながら切れ目なく支援します。また、産前や産後に受けられるケアの拡充を行います。	

乳幼児期の育児支援（継続）	
推進課	こども家庭課、健康課
○乳幼児の適切な時期に必要な各種健診の充実を図り、発育と発達・疾病の早期発見・保健指導・栄養指導を行い母子の健康支援に努めます。 ○子育て中の方々が健診を受診しやすくなるように、小学生未満のお子さんを対象にした託児付きレディース健診を実施し健康づくりを支援します。（新規） ○母子保健に関する適切な情報を様々な機会を通じ提供し、安心して育児に取り組めるように支援します。 ○乳幼児健診や教室、相談事業等で親が感じている子どもの「育てにくさ」や不適切な養育環境の家庭については、寄り添った支援を行うとともに、必要時、専門機関等に結び付けられるような関わりを行います。	

多胎児出産世帯に対する子育て支援の推進（継続）	
推進課	子育て支援課
地域子ども・子育て支援事業の「子育て世帯訪問支援事業」に移行して実施します。	

障がい児の保育所等への入所支援（継続）	
推進課	子育て支援課
保育を必要とする家庭における障がいをもつ児童の保育所等の受け入れを継続実施し、障がいをもつ児童を受け入れた保育所等に対し、適切な集団保育における支援が行えるよう保育士の配置のための支援を実施していきます。	

医療的ケア児に対する支援（継続）	
推進課	社会福祉課、子育て支援課
○児童発達支援や放課後等デイサービス等の利用により、日常生活能力の向上や社会との交流を促進するとともに、家族の負担軽減を図ります。 ○地域自立支援協議会を開催し、情報の共有や連携体制の構築を図り、課題解決に努めます。 ○県主催の「置賜地域医療的ケア児支援連絡会」に参加することにより、情報の共有と連携体制の構築を図ります。 ○保育を必要とする医療的ケア児に対して、公立保育所において安全に受け入れを行えるよう適切な保育環境を整えます。	

（３）子育てにかかる経済的負担の軽減

【現状と課題】

今回のアンケート調査で、子どもは３人以上欲しいが経済的理由で１人か２人までしか育てられないという声が前回の調査に引き続き多くありました。また、アンケート調査の自由意見において、就学前児童、小学生ともに「経済的負担」についての意見が最も多い結果となっています。

子育てにかかる経済的負担への支援として、本市では、これまでも子育て支援医療給付や第３子以降の保育料（副食費）の負担軽減を段階的に拡充して実施してきましたが、物価高騰による市民生活への影響が長期化する中で、安心して生み育てられる環境整備の一環として、より手厚い経済的支援を行う必要があります。

【今後の施策】

子育て世帯の医療費や、多子世帯に対する保育所及び認定こども園などの施設給付対象施設を利用した場合の経済的負担を軽減する事業を継続して実施します。また、小中学校の給食費の無償化や放課後児童クラブの利用料の無償化により、さらなる経済的負担軽減を図ります。

子育て世帯の医療費の無償化（継続）	
推進課	子育て支援課
０歳から高校生等（１８歳到達後の最初の３月３１日）までの医療費を無料とし、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	

多子世帯の保育料（副食費）の無償化（継続）	
推進課	子育て支援課
同一生計の最も年長から数えて、第3子以降が認可保育所や認定こども園などの施設給付対象施設に入所している場合、保育料（副食費）を無料とし、保護者の経済的負担の軽減を図ります。 その他、認可外保育所、幼稚園に入所している多子世帯についても、国・県の補助等を活用した支援を行います。	

小中学校給食費の無償化（新規）	
推進課	学校教育課
小中学校の給食費を無償とし、義務教育課程の経済的負担の軽減を図ります。	

放課後児童クラブ利用料無償化（新規）	
推進課	子育て支援課
共働きの子育て世代を応援するため、放課後児童クラブの利用料の無償化を検討します。	

（４）屋内の遊び場における子育て支援

【現状と課題】

豪雪地帯の本市において、冬期間でも子どもが遊ぶことができる屋内の遊び場への要望が多くあり、令和元年度にすこやかセンタープレイルーム内に就学前児童を対象とした、木のぬくもりを感じることができる「もくいくひろば」を開設しました。合わせて育児や健康に関する相談を行っています。また、ボランティアによる読み聞かせも定期的に開催されています。

また、アクティー米沢の改修工事により、前回のアンケート調査で強い要望のあった屋内遊戯施設を整備し、「くても」の愛称で令和5年10月に開館しました。遊び場としての機能のほか、親子で楽しめる自主事業やイベント等を開催し、学びの場、交流の場にもなっています。また、気軽に子育てに関する相談ができる体制も整えています。

【今後の施策】

利用者のニーズに応えながら、就学前児童を対象とした「もくいくひろば」、屋内遊戯施設「くても」の運営を継続していきます。

もくいくひろばにおける子育て支援（継続）	
推進課	健康課、こども家庭課
就学前児童が、木とふれあい、木のぬくもりを感じながら成長できるよう木製の大型遊具や木製遊具を配置した「もくいくひろば」をすこやかセンター内に整備しています。また、育児や健康に関する相談を行い、子育て支援の充実を図ります。	

屋内遊戯施設「くても」における子育て支援（新規）	
推進課	子育て支援課
アクティー米沢を改修し、天候に関係なく、子どもが思い切り体を動かすことができる屋内遊戯施設「くても」を整備しました。また、自主事業やイベント等の開催により親子の学びや交流を促進するとともに、気軽に子育てに関する相談ができる体制を整え、子育て支援の充実を図ります。	

基本目標Ⅳ 子育てと仕事の両立を支援します

（１）子育てと仕事の両立支援

【現状と課題】

アンケート調査では、父母ともに子育てを行っている家庭が約半数を占めているものの、母親の約９割近くが就労しており、未就労者の就労意欲についても高いことから、今後とも子育てと仕事の両立支援の充実を図る必要があります。

【今後の施策】

企業の子育て世帯に対する理解を深めるための啓発活動を実施し、また、企業における「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進を支援します。また、育児休業明けに合わせた保育所への入所予約制度についても検討していきます。

職場環境づくりの啓発（継続）	
推進課	商工課
企業における「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進について啓発するとともに、育児休業制度や子どもの看護休暇制度等の取得がしやすい職場環境づくりを支援していきます。	

再就職に向けての情報提供（継続）	
推進課	商工課
再就職支援に向けた職業訓練やカウンセリングの実施などについて、ハローワークと連携して、市民に適切な情報を提供します。	

再雇用制度の普及啓発（継続）	
推進課	商工課
出産や育児による離職者のための再雇用制度について、国や県と連携しながら事業所に対し啓発を行います。	

家庭内就労紹介窓口の充実（継続）	
推進課	商工課
相談員による子育て家庭に対する内職の相談や紹介などを実施し、在宅ワーク希望者への情報提供などを行います。	

育児休業明け入所予約制度導入の検討（継続）	
推進課	子育て支援課
育児休業期間の終了による職場復帰に合わせた保育所等への入所を可能にする予約制度の導入について検討します。	